**平成２９年（フ）第１０６号**
岡山県岡山市南区福富中１丁目６番３号サーパス福富807、開始決定時の居所岡山県倉敷市堀南650―13　レオパレスＮＡＩＴＯＵＣ202
破産者　救仁郷直也
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第１２５号**
北九州市若松区西小石町６番３号
破産者　小野　正美
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第１４６号**
福岡県遠賀郡岡垣町大字波津1316番地４
破産者　池田　瑠璃
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第１７号**
沖縄県浦添市安波茶１丁目54番６―207号安波茶マンション
破産者　林　　成光
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成３０年（フ）第２７７号**
札幌市南区中ノ沢１丁目10番３―905号
破産者　菅野　洋介
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第５号**
秋田県北秋田市本城字御嶽103番地39
破産者　藤本　輝男
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

**平成３０年（フ）第１８号**
山梨県山梨市山根1610番地の１
破産者　今井　規人
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第４９号**
山梨県甲府市城東５丁目１番５号　ハイムセア１―Ａ号室、前住所山梨県南巨摩郡富士川町青柳町659番地１
破産者　市川　英二
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第２６号**
静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎27番地の２
破産者　太田　和子
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成３０年（フ）第６１号**
東京都新宿区四谷坂町３―２　ガゼッタベルキ102、申立時及び住民票上の住所静岡県浜松市西区志都呂町300番地の124
破産者　松本　一章
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成３０年（フ）第８９号**
静岡県浜松市東区積志町520番地の３　せきしハイツ101号
破産者　森下富士子
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成３０年（フ）第８１号**
愛知県東海市富木島町長田23番地の７、従前の住所大分県大分市藤の台６番地16、愛知県豊田市司町２丁目９番地２　レオパレスＴＳＵＫＡＳＡ203号
破産者　安部　彰悟
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第１０７号**
名古屋市中川区万場１丁目1710番地　ブライドオーブⅡ　201号
破産者　杉山　純一
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第１６９号**
名古屋市南区道徳通３丁目25番地　丸八ビル１Ｂ号
破産者　宮本　道江
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３１２６号**
大阪府枚方市招提元町２丁目５番30号
破産者　祢宜雄一郎
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４８２０号**
大阪府東大阪市中新開１丁目14番31―101号、開始決定時大阪府東大阪市角田２丁目10番41号
破産者　田ノ上政己
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４９５２号**
大阪府交野市私市６丁目16番４号
破産者　石川美智子
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１１６号**
大阪市大正区鶴町１丁目４番７号
破産者　藤本　卓治
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部